

資料3-6 <旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)> (旧李王家別邸・(旧)ホール棟) 設備計画方針

設備整備にあたっては、文化財建造物の価値を減じないよう保存活用計画の「部分」、「部位」の基準に則した計画、配置、設置を行うことを原則とする。

活用上、新設が必要となる設備配線、器具等の設置については、原則、既存使用されていた貫通穴や設置箇所を利用するが、新たに穿孔、設置が必要な場合は、意匠、部材の価値を考慮し、且つ、左官壁等の可逆性のある部位等へ設置するよう配慮する。

電気設備計画方針

①分電盤、配線等

現在は、宿泊施設時代の近年の器具が残っている。和室棟や洋室棟に残っている器具は修理の上再利用し、断線など防災上の安全性の課題があることから、分電盤及び配線は全て更新する。旧分電盤、配線・碍子等は再利用しないが、展示物として原則、現状維持、残置する。

②電灯・コンセント設備

照明器具	現 状	・ほとんどが新しい(ホテル時代：設置時期不明)器具
	整備方針	・和室棟、洋室棟の器具は、原則、意匠上重要な既存シェード、シーリングなどを残し、LED器具へ改造して再利用する ・近年の器具(蛍光灯など)は、用途・意匠・機能に配慮してLED照明に取替え
スイッチ・コンセント	現 状	・ほとんどが新しい(ホテル時代：設置時期不明)器具
	整備方針	・既存器具は再利用せず、展示物として残置する。 ・明らかに新しいものは、活用上必要な場合はその箇所に新たな器具を設置する ・文化財への改変を最小限にするため、スイッチは原則集中管理システムとして詰所へ集約する ・活用上、新たに設置が必要となるスイッチ・コンセントは、押入内などの見えない範囲に設置する。見える箇所に設置が必要な場合は、意匠上配慮する

③弱電設備(呼び鈴、インターホン、電話等)

インターホン等	現 状	・現状なし
	整備方針	・バリアフリー等の施設利用上必要となる新設インターホン設備を車椅子利用者出入口と詰所及びエントランス棟警備室に新設する
電話・インターネット	現 状	・現状なし
	整備方針	・詰所や管理事務室に整備する。邸内の空配管及び電源を新設し、引き込みは別途工事とする。
非常呼出	現 状	・現状なし
	整備方針	・邸宅内のトイレに呼出等機器を新設し、詰所及び管理事務室、エントランス棟警備室に発報予定。
その他	現 状	・現状なし
	整備方針	・意匠に配慮して新たな避雷針へ交換する

機械設備計画方針

①給排水・給湯設備

給水設備の改修記録はなく、現在設置されているものは近年のものと判断される。給排水設備は全て更新を行い、給湯設備については給湯室、手洗い等、活用上必要な箇所へ電気式給湯機を新設する。

②衛生・厨房等設備

便器・手洗器・カラン等	現 状	・ほとんどが新しい(ホテル時代：設置時期不明)器具 ・一部洋室改造部に戦後付近と推定される器具残る
	整備方針	・近年の改修器具は撤去、新設する ・古い器具は解体保管し、新たな器具を新設する(詳細は実施設計にて検討)
浴槽・カラン等	現 状	・現状なし ・一部洋室改造部に戦後付近と推定される器具残る
	整備方針	・旧浴室設備は復原しない
厨房機器	現 状	・ほとんどが新しいもの(ホテル時代：設置時期不明) (※ガスコンロ)
	整備方針	・旧厨房設備は復原しない ・給湯室にIHコンロの設置を検討中

③空調換気設備

既存の空調設備及び換気設備(設置時期不明、近年のもの)は撤去し、各室の活用用途に合わせた必要設備機器を新設する。

公開範囲の空調機は、押入等の見え隠れ部に床置型などを設置し、管理スペースのものは壁掛け式とするなど、意匠、可逆性に配慮する。

換気設備は、各室ではなく棟などのエリア毎に最小限の設置とし、意匠、可逆性に配慮して左官壁や左官天井部分などに設置する。